

中澤省一郎のSS経営メールマガジン No.61

(配信は不定期です。できる限り月1回以上は配信します)

第一部 流通証明書は「業転玉流通証明書」

流通証明書は、ガイドラインは策定し、概要は公表したにも係わらず、ガイドライン自体は公表されていないという非常に奇妙な状況です。今、私の手許にあるのは時系列的に

1. 昨年11月 「石油製品流通証明書について」(P6、石油連盟、ゼンセキ)
2. 昨年12月18日 「石油製品流通証明書のポイント」(P9)
3. 昨年12月 「石油製品流通証明書導入ガイドライン」(最終案V4.1)(P8、石油連盟、ゼンセキ)
4. 昨年12月26日 「石油流通証明書について」(P1、石油連盟)
5. 今年1月14日 「石油製品流通証明書全石連説明資料」

があるのですが、「石油製品流通証明書導入ガイドライン」そのものは入手できていません。

<元売の系列SSへの系列玉の配送：石油製品流通証明書は発行されません>

当然と言えば当然ですが、流通証明書が発行されるのは

- A：系列SSが業転玉(先物玉を含む、以下同じ)を購入する場合
- B：PBSSが業転玉を購入する場合

に限定されます。これは、系列特約店が、系列玉を販売する際の事務負担の軽減を図ったものだと思います。

⇒言い換えると、系列特約店がサブに業転玉を販売する場合には、流通証明書を発行しなければなりません。

⇒但し、現状は、任意適用ですから、系列特約店が「流通証明書の適用」を選択しなければ、発行しなくてもいいのです。

<現状で流通証明書の任意適用する会社：全元売及び元売子会社、総合商社系石油商社、上場・大手石油商社>

任意適用では、適用しない商社・特約店が多数存在：法定しなければ、「流通証明書」の目的は十分に達成できない。

<以下Q&A形式にしてみました。質問大歓迎です>

Q1 業転を買うと流通証明書は何枚来るのですか？

⇒**A1**：最低1枚、最大係わった会社数だけ来る可能性も。

Q2 業転を買うと、必ず元売にパレしますか？

⇒**A2**：倉取りの場合には、商社が元売に言わなければ「配送先」は「倉取り」になり「パレない」可能性もあります。

Q3 届けSSを元売に言わないと出荷できないと言われたが？

⇒**A3**：独禁法の禁止する拘束条件付き取引の可能性がありま
すので大東弁護士に解説してもらいます。

Q4 届けSSを「倉取り」にすると高くなると言われたが？

⇒**A4**：A3と同様です。

Q5 流通証明書の保管1年は義務ですか？

⇒**A5**：現在は義務ではないですが、法定されれば義務です。

Q6 商社等の油槽所からガソリンが来るケースでは？

⇒**A6**：現出荷日前1ヶ月間に納入した全ての元売等が記載さ
れた原供給者証明書が添付されます。

Q7 元売の共同油槽所から出荷された場合は？

⇒**A7**：あくまで出荷する元売が原供給者になります。

Q8 同じ共同油槽所から商社が出荷した場合は？

⇒**A8**：A6と同じです。

Q9 元売から流通証明書を見せると言われたのですが？

⇒**A9**：流通証明書の保管義務は現状ではありませんので…

Q10 流通証明書を見せなければ、値引きしない(値引きを減額)と言われた場合は？

⇒**A10**：優越的地位の濫用の可能性を大東先生に解説してもら
います。

Q11 先物でガソリンを調達したのですが？

⇒**A11**：売手(渡手)は元売等の「原供給者流通証明書」を添付して発行し「TOCOM経由販売」と明記して「販売事業者」を記載 = 特定の買い手には、誰も渡さないようになると想像されます。

多々色々質問があると思います。質問をお寄せください。可能な限りセミナーで解説し、CD-ROMにも収録されます。

第二部 コスモ石油：82%の減益修正なのに、配当復活！理解不能

3月11日コスモ石油プレスリリース(同日に3件)

①平成26年3月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ

②配当予想の修正に関するお知らせ

③四日市製油所における原油処理能力の削減について

①では当期純利益の予想が140億円から82%減益の25億円への大幅な減益修正です。②では、大幅減益修正ですが、2円の配当を復活するとのこと。①と②を組み合わせると「一株あたり2円95銭の利益だから、2円の配当を復活します」

ただでさえ、自己資本が極度に少ないのに、予想利益の大部分を配当してしまうとは「驚天動地」です。会社の存続を犠牲

にしてさえも「配当」という経営判断は理解不能です。

③はコスモ四日市製油所の精製能力を15.5万Bから4.3万B削減して11.2万Bにして、3月末期限の高度化法に対応します。新高度化法は、3月25日ぐらいに公表されそうです。新高度化法の対応はどうするのでしょうか？

コスモの四日市製油所の精製能力削減の前に、昭和シェルから昭和四日市の2万B精製能力の増強と荒井社長の昭和四日市の社長就任が公表されました。

四日市全体では +2 △ 4.3 = △ 2.3万Bの削減です

新高度化法での対応を前提としているのではないかと疑いたくなります。

